様式第6号（第9条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

丸亀市長

丸亀市スマートハウス導入促進事業補助金交付決定及び交付額確定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった丸亀市スマートハウス導入促進事業補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

１　補助金交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　補助対象区分

３　補助金の交付の条件

　(1)本事業で導入した補助対象設備を法定耐用年数等の期間内に処分しようとする場合には、あらかじめ市長に届出をし、承認を得ること。

　　　　　　参考　法定耐用年数等

ア　発電システム　　　　　　年

　　　　イ　蓄電システム　　　　　 年

　　　　ウ　Ｖ２Ｈシステム　　　　　年

　　　　エ　太陽熱利用システム　　　年

　　 （2）虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、市長の請求に応じ、当該補助金の全部又は一部を返還すること。

（3）市が今後実施する調査等の協力を求めた場合は、これに応じること。